

第5目標 「希望する教育と育ち」が受けられる“えひめ”

【現状と課題】

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる非常に重要な時期であることから、満3歳～就学前の幼児を対象とした幼稚園、0歳からの共働き家庭等の乳幼児を対象とした保育所、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園等の施設において、幼児教育・保育サービスが提供されています。また、平成27年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」では、小規模保育事業、家庭的保育事業・事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業（以下「家庭的保育等事業」という。）が市町の認可のもと、実施されています。さらに、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、3～5歳のこどもと0～2歳の住民税非課税世帯のこどもの利用料が無償化されました。

また、国においては、令和5年12月に閣議決定したこども未来戦略に基づき、令和6年度から保育所等の職員配置基準の見直しを行い、さらに、0歳から2歳までのこどもが、親の就労要件を問わず月一定時間まで柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を令和7年度に制度化し、令和8年度には本格実施することとしています。

こうした動きを踏まえ、今後、県内における幼児教育・保育の質を向上させていくには、多様な利用者ニーズを的確に捉え、教育や保育サービスの更なる充実を図るとともに、それらを提供するための保育人材を確保することが特に重要となっています。

【具体的な施策】

⑤-11 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

ア 幼児教育・保育の充実

① 教育・保育サービスの充実

- ◎地域の実情を反映して市町が提供する、教育・保育サービスの量が確保できるよう支援します。
- ◎教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- こどもにとって保護者との愛情・信頼関係の中で育つことが最も大切な時期であることから、家庭的保育等事業をあらゆる機会を通じて啓発した上で、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受入れニーズに適切に対応していきます。
- ◎市町が実施する一時預かりや延長保育、病児・病後児保育など、多様な保育ニーズへの対応や、保育サービスネットワークの構築を支援します。
- ◎1か所で一時預かりや延長保育、休日保育など、多様な保育ニーズに応える多機能保育施設・事業の整備を支援します。
- ◎保育人材の処遇改善はもとより、スキルアップに向けた支援や保育士の魅力の向上、潜在的な人的資源の活用など、県保育士・保育所支援センター等とも連携を図りながら多様な保育サービスの拡充に必要な人材の確保に努めます。
- ◎育児経験者等を対象とした子育て支援員について、市町と連携して養成に努めます。
- 保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、改善・向上が図られるとともに、こどもが健康で安全に生活できる場となるよう努めます。
- 家庭的保育等事業と教育・保育施設の連携を推進します。
- 制度改正や各種通知などの行政情報については、会議や文書等を通じて、より分かりやすい周知に努めます。
- ◎幼稚園における預かり保育の拡充と質の確保を支援します。
- 愛媛総合教育センター内に設置した「幼児教育センター」の機能を活用しながら

ら、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築するとともに、幼児教育施設の教職員等への研修の充実や小学校教育との接続の推進を図ります。

- 幼稚園教諭・保育士等による専門性を活かした子育て支援の取組みを推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組みを推進します。
- 共働き世帯の増加等を背景に、待機児童が発生しないよう県及び全市町が参画する県待機児童対策協議会を設置し、引き続き待機児童対策を促進します。
- 令和8年度に予定される「こども誰でも通園制度」の運用が円滑に開始され、希望するすべてのこどもに保育の機会が確保されるよう、市町や施設等の取組を支援していきます。
- 保育所等における重大事故や虐待等の不適切保育が発生させないよう、定期監査や県地方局に配置している保育指導専門職員による巡回指導を始め、こどもの安全などの各種研修の実施等により未然防止に向けた相談・支援を行います。
- 今後発生が予想される南海トラフ地震等の災害に備え、こどもの安全や保護者の安心につながるようこどもに携わる人材の意識啓発・スキルアップに努めます。

② 教育と保育それぞれの特長を活かしたサービスの提供

- ◎教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- 子ども・子育て支援新制度に基づき教育・保育を提供する施設・事業について、その提供される教育・保育に係る情報の公表に努めます。

③ 教職員の資質及び専門性の向上

- 教職員の経験に応じた研修の充実に努めます。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等の関係者がともに参加する研修機会の充実に努めます。
- 研究団体主催の研修の支援に努めます。

④ 幼児の小学校への円滑な接続

- 幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との連携を促進します。
- 保幼小連携教育の研究を充実させ、その成果の発信に努めます。
- 幼保・幼小間の長期派遣研修や人事交流を生かした教育活動の推進に努めます。

⑤ 認可外保育施設利用者の安心感の向上

- 認可外保育施設設置者とともに、認可外保育施設に入所している児童の処遇改善と福祉の向上を図ります。
- 認可外保育施設については、届出の指導及び立入調査等により、保育の質の確保と適正な運営が行われるよう指導監督基準に基づき、指導・助言に努めます。

⑥ 食育の推進に関する支援

- 保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、こどもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、こどもの健やかな発育・発達を支援します。
- 保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参照し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要であり、児童養護施設等で暮らすこどもにおいては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていない場合があることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、こどもの発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進します。

目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
39	認定こども園の認可・認定数	127 か所 (R6)	157 か所 (R11)	子育て支援課
40	病児・病後児保育（ファミサポ事業[病児緊急対策強化事業を含む]）延べ利用者数	11,949 人 (R5)	20,980 人 (R11)	子育て支援課
41	一時預かりの延べ利用者数	427,857 人 (R5)	456,336 人 (R11)	子育て支援課
42	勤務保育士数（新配置基準に沿った保育を実施するための必要数）	5,916 人 (R6)	7,000 人 (R8)	子育て支援課
43	子育て支援員認定数	1,686 人 (R6)	2,344 人 (R11)	子育て支援課
44	各私立幼稚園における子育て支援の取組数の平均値	3 件 (R6)	3 件 (R11)	子育て支援課
45	待機児童数	0 人 (R6)	0 人 (R11)	子育て支援課